

本日の会議に付した事件

令和3年第2回山元町議会定例会（第4日目）

令和3年6月11日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 7号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 8号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 9号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 議案第31号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 山元町老人憩の家に関する条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第34号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 令和2年度 漁機請1号 磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第36号 令和3年度 交通安全補助請1号 大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第37号 一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の締結について
- 日程第13 議案第38号 令和3年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議発第 1号 災害対策関係法律の改正を求める意見書
- 日程第15 委発第 1号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第17 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、4番大和晴美君、5番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

以上で議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第2．報告第6号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、報告第6号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

さきの3月議会定例会におきまして明許設定をいたしました一般会計補正予算第6号及び第7号につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰越額を報告させていただくものでございます。

1ページをお開き願います。

令和2年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

計算書の見方につきましては、左から順に予算科目、事業名の欄となっており、続いて、金額欄には、さきの3月議会定例会で設定いたしました繰越限度額を記載しております。この繰越限度額の範囲において、令和2年度決算に基づく確定した繰越額を記載したものが翌年度繰越額の欄となっており、財源内訳を右の欄に記載しておりますので、ご確認願います。

合計39事業を繰り越しております。主な事業につきましてご説明いたします。

まず、第2款総務費第1項総務管理費のうち役場構内整備事業につきましては、駐車場の供用を確保するため施工エリアを分割して施工したことや側溝等の部材作製に不測の日数を要したことから繰り越したものでございます。

次に、第4款衛生費のうち第1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、ワクチン確保の影響に伴いワクチン接種が令和3年度までに及ぶことから繰り越したものでございます。

第6款農林水産業費のうち第1項農業費、農山漁村地域復興基盤総合整備事業につきましては、分筆作業及び換地計画書作成について、県の確定測量に不測の日数を要したことから繰り越したものでございます。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費のうち2ページのほうをご覧いただきたいと思っております。社会資本整備総合交付金事業につきましては、関係者との協議に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

第10款教育費第5項社会教育費のうち埋蔵文化財発掘調査報告書作成事業につきましては、遺物整理作業に想定以上の期間を要したこと、また、取扱いに注意を要する遺物について追加作業が発生したことなどにより不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

最後に、第11款災害復旧費につきましては、その多くが福島県沖を震源とする地震によるものであり、被害調査等に不測の日数を要したことなどにより繰り越したものでございます。

以上、39事業、明許繰越額の合計が32億3,950万円余となつてございましたが、そのうち25億4,035万円余を令和3年度に実際に繰り越したものでございます。財源内訳はご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい。この6号、令和2年度山元町一般会計補正予算の6号、7号の合計と、この合計というのは合わなくてもいいんですか。今回の報告の中にある全事業、今、言った39事業、32億3,950万云々って。これは合わねくたっていいの。確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回、こちらの計算書につきましては、実際に翌年度繰り越した分についてのみ掲載しておりますので、今回、繰越しをしてないゼロのものについては、こちらの金額のほうに掲載されてないということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。6号、3号で示した補正の中で確認した額とこの額が違っていいつつうことね。はい、分かりました。

それから次に、この前、説明受けた福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業予算の流れというものとこの関係をちょっと示していただきたいんですが。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回、第11款の災害復旧費のほうをご覧いただきたいと思いますが、令和2年度の予算の中で今回、2月の福島県沖地震によりまして災害を受けた分について、2月の専決処分と3月の追加補正におきましてこちら補正予算のほうを計上していたところでございますが、一部、令和2年度に完了しない事業につきましては、今回、こちらの繰越明許のほうの翌年度繰越額のほうには計上せず、改めて後ほど議案として提案いたします6月補正、こちらのほうに計上させていただくということございまして、その分につきまして今回、令和3年3月の補正の段階で繰越しということで計上していたものから実際翌年度繰越額で計上する分について差額が生じているというような内容となっております。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。今回出されてる6号の補正の中でその詳細については、詳細というか、内容については、説明つつうか、理解できるような説明はいただけるとのことですね。であればいいんです。そのときにまた改めてお伺いします。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第6号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第3．報告第7号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、報告第7号事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰越額を報告させていただくものでございます。

1ページをお開き願います。

令和2年度山元町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。いわゆる突発的な事象により年度内に支出が終わらなかったため、やむを得ず翌年度に繰り越すものにつき

まして、その理由等を説明するものでございます。

計算書につきましては、左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額、その隣には支出状況を記載しております。また、繰越額及びその財源内訳に続いて、表の一番右の欄にそれぞれの事業についての繰越し理由を記載しておりますので、ご確認願います。

令和2年度から令和3年度に事故繰越しするものは2件となっております。

まず、第6款農林水産業費第3項水産業費、磯浜漁港施設機能保全事業でございます。表の中央、翌年度繰越額の欄にありますとおり、2,398万円余を事故繰越しするものであります。その理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、鋼材等の資材不足及び労働者の不足による入札不調等で不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったものでございます。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業につきましては、2,348万円余を事故繰越しするものであります。その理由でございますが、今年2月13日の福島県沖を震源とする地震により手戻り工事が発生し不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったものでございます。

以上、事故繰越しの合計額でございますが4,747万円余、財源内訳といたしましては、国庫支出金が3,153万円余、地方債が1,190万円、一般財源が403万円余となっております。

説明は以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）報告第7号事故繰越し繰越し計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．報告第8号を議題とします。

本件について報告を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい。それでは、報告第8号山元町水道事業会計予算繰越し計算書についてご報告申し上げます。

令和2年度山元町水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。次のページをご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。款、項、事業名の順にご説明します。

1款資本的支出1項建設改良費、町道高瀬笠野線、笠野中橋架け替え工事に伴う配水管移設工事外になります。予算計上額1億5,170万7,000円、支払義務発生額9,091万4,299円、翌年度繰越額4,770万円。財源内訳は記載のとおりでございます。不用額1,309万2,701円。繰越しの主な理由は、道路改良工事の進捗に合わせて施工したためであります。

なお、不用額約1,300万円につきましては、当初、補償工事として町道互理用水路東線改良工事に伴う配水管移設工事を予定しておりましたが、施工方法等に変更が生

じたことから、繰越しによる対応ではなく令和3年度当初予算に計上したことによるものです。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）報告第8号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．報告第9号を議題とします。

本件について報告を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい。報告第9号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和2年度山元町下水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、坂元処理分区外人孔蓋枠改築工事外になります。予算計上額1億2,541万4,000円、支払義務発生額1億101万5,153円、翌年度繰越額2,300万円。財源内訳は記載のとおりでございます。不用額139万8,847円。繰越しの主な理由は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響及び令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震により工期を延長する必要が生じたためであります。

以上で報告第9号の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）報告第9号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第31号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No.1条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について、こちらは令和3年2月18日付厚生労働省保健局事務連絡です。こちらにおいて、

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援が延長されたことから所要の改正を行うため提案するものです。

改正の内容ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から本町に転入し、国民健康保険に加入した者の令和3年度分の国民健康保険税を次のとおり減免するものです。

減免内容の表をご覧ください。

帰還困難区域等から避難している被保険者及び旧避難指示区域等の区域から避難している被保険者で合計所得が600万円以下の世帯に属する被保険者、こちらの全部減免期間を令和3年度においても適用するものとして附則に規定するものです。

なお、旧居住制限区域等から避難している被保険者で合計所得が600万円を超える世帯に対する一部減免は、今年の9月分までで終了しております。

施行期日等ですが、交付の日から施行し、令和3年度の課税に適用するものです。

以上で、議案31号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。山元町に転入してきて、国保加入世帯、そして人数は何人になってますでしょうか。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。転入してる世帯についてですけども、本年度において転入した方も含めて13世帯となっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。13世帯で何人になってますでしょうか。分からないですか。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。申し訳ございませんが、世帯数でカウントしておりますので、人数までは把握はしておりません。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第31号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7．議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（佐藤繁樹君）はい。議案第32号山元町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No.2 条例議案の概要をご覧ください。

初めに提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容ですが、併せて条例議案の最終ページにあります新旧対照表をご覧ください。

地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については同機構からの委託事務となるため、マイナンバーカードの発行に係る手数料に関する規定を削除するものになります。

施行期日ですが、令和3年9月1日になります。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第32号山元町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8．議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。それでは、議案第33号山元町老人憩の家に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

配布資料No.3 条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。令和3年2月の福島県沖地震により被災した山元町老人憩の家について、年数経過による改修の課題及び社会情勢の変化により施設利用が見込まれないことから施設を廃止することとし、条例を廃止するため提案するものであります。

1、内容につきましては、福島県沖地震で被災した山元町老人憩の家は、法定耐用年数22年を大きく越える築45年が経過し老朽化が進んでいたことに加え、今後、地震

被害の復旧に合わせて耐震基準を満たす大規模改修の課題、高齢者のライフスタイルの変化や価値観の多様化により施設利用が見込まれないことから、施設を廃止し本条例を廃止するものです。

施設概要等でございますが、表をご覧ください。

名称につきましては山元町老人憩の家、設置年月につきましては昭和51年4月、構造につきましては木造平屋建て、延べ床面積が434.26平米の建物でございました。

被害の概要でございますけれども、被害の程度は大規模半壊、外部不具合については、構造柱腐朽劣化による大きな損傷、崩落の危険性があり、区域立入禁止処分が必要としております。内部不具合でございますけれども、ホール天井、化粧ボードに落下の危険、損傷外となります。

改修費用については、構造補強、エントランスサッシ等の取替え、設備機器交換、内部仕上げの改修等、断熱材追加改修、基礎補強、解体費用も含め、新築額と同程度と判断されております。こちらにつきましては、宮城県建築士事務所協会に判定をいただいている内容となっております。

2、施行期日につきましては、公布の日になります。

3、その他につきましては、山元町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例、別表中に記載されている関係条例から山元町老人憩の家に関する条例を削除するものです。

以上、議案第33号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑行います。—— 質疑はありますか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい。提案理由の中に、社会情勢の変化により施設利用が見込まれないというふうにあるわけですが、なぜ施設利用が見込まれない、その理由についてお伺いいたします。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。今の高齢者の状況からいきまして、若返りが進んでいるということと、行政が進める団体において活動するだけにとどまらず、ご自分で趣味を楽しみながら任意団体のほうに参加しているということと、あと、町内にはほかに新たにできている施設もあり、そちらを主に使用しているということもありまして、こちらの施設の利用が見込まれないのではないかとということで判断しております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そのような詳細な調査はしてるんですか。といいますのは、背景にはですね、山元町、どんどん高齢化して多くなってるし、あと、個人でそういうことをね、元気老人つつうのは当然いて結構なんですけども、それ以上の方々、動けないとかね、なかなか動きづらい、籠もりつきりとかね。という人たちの調査っていうのは、なされた上でのこの結果なのかな。というのは、年々というか、高齢者が多くなっているのと併せて、山元町、とりわけ一人暮らし、あるいは二人暮らしの世帯つつうのがどんどん増えてるんですね。800、700ぐらいですか。900か。まあまあ、そのくらいなってる中で、ほんとにそういった人たちの隅々のところまでの調査した結果、施設の利用がない、あるいは、こういう人たちは引っ張っていても対応しなくちゃいけない方々もいるのではないかと。そのためには、結構あそこ、私も行ってきたんですけども、それ

なりの施設が整っててね、それなりにまだまだ利用価値があるのではないかというふうに思っただけの確認なんです。最終的にね、解体とかすつと、もう新築と同様の、財政的な話もあろうかと思いますが、しかし、その前に、この設置目的の老人福祉の補助及び教養の向上を図り、老人福祉増進に寄与、資するためという立派なそういう目的のために設置された施設だということとなれば、その辺も含めた調査の結果、そういった調査も必要ではないかと。その結果、廃止だったら廃止というふうに、という結論を導き出すのは、そういう経過を通じてではないかと思うというふうに考えるので、その辺の経緯について確認してるんですが、その辺の調査っていうのは十分だったのかということを変更して確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。老人憩の家の利用の今後の調査という部分につきましては、改めての調査を行ってはおりません。これまでの状況とかを見てですね、老人クラブの活動なりが各地区の、あと公会堂を中心に行われているということなども踏まえまして、建物もかなり危険性があるということをもって廃止するような形で今回提案させていただきました。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この辺、高齢者の福祉対策については、山元町は、子育てするなら山元町ということで子供に対しては結構ね、関心の目があるんですが、最近、何か高齢者の目がね、に向けての目が薄くなってる。元気老人がいっぱいいるという、そういう建前、そういう考えからなのかなということもありますが、しかし、もつともつとやっぱり深く、今、いろいろ地域、地域です、多分、調査すれば、いろんな課題が生まれてくるのかなというふうにも見ているところです。そうした活動的なご老人もいれば、なかなか外に出てこない、出られない、そういった方々も見られる。ある地区では、どんどんそういう人たちを引っ張り出して、そして、元気老人というんですかね、福祉の増進というのが高齢者に対応しているけど、地域的になんですが、というところも見受けられるということで、やっぱり引っ張り出すという、そういった対策も今後、必要ではないかということを考えての質問なんです。今後、こういった対策については、私たちが少し目を傾けながら、関心を向けながら、取り組んでいかなければならないなというふうにも思っているところです。ということから、この辺にも少し目を向けた対策、取組が必要ではないかということをお話して、終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第33号山元町老人憩の家に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9、議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。それでは、議案第34号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No.4 条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、放課後児童クラブの利用料に長期休業期間のみの利用をする場合の利用料を設定するため提案するものであります。

1の改正内容についてですが、現行の放課後児童クラブ利用料は月額3,000円と規定しており、長期休業期間のみの利用する場合には1日当たりの利用料が割高になっていることから、長期休業期間に応じた利用料金を設定するものであります。具体には下の表をご覧ください。

初めに、夏季休業期間のみ利用した場合の利用料は、改正前は7月、3,000円と8月、3,000円の合計6,000円としておりましたが、改正後は3,000円となります。

次に、冬季休業期間のみ利用した場合の利用料は、改正前は12月、3,000円と1月、3,000円の合計6,000円としておりましたが、改正後は1,000円となります。

次に、学年末と学年始め休業、いわゆる春休みのみ利用した場合の利用料は、改正前は3月、3,000円、4月、3,000円の合計6,000円としておりましたが、改正後は学年末と学年始め休業、合わせて1,500円となります。

2の施行期日ですが、公布の日から施行するもので、次の夏休みから改正後の利用料が適用されることとなります。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第34号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第10. 議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君）議長。それでは、議案第35号令和2年度 漁機請1号 磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

資料No.5 議案の概要をご用意いたします。

初めに提案理由でございますが、さきの全員協議会にてもご説明申し上げたとおり、施工箇所の鋼管矢板部におきまして目視にて確認できなかった新たな開口部が発見され、磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、主な変更点についてご説明申し上げます。

初めに、2の契約相手方ですが、仙台市青葉区の東洋建設株式会社東北支店ですが、この4月に代表取締役、支店長が異動になったことから、本契約において田中啓之から館下 章に変更となっております。

次に、3、契約金額ですが、原契約9,493万円に2,183万1,700円を増額し、変更後の契約を1億1,676万1,700円とするものです。いずれも消費税を含む金額となっております。23%の増となっております。

次に、7の変更理由でございますが、1点目といたしまして、設計調査時に消波ブロックの裏側となり目視確認できなかった箇所について、消波ブロックを移動して詳細調査をした結果、新たな開口が発見されたためでございます。

2点目といたしまして、施工に当たり鋼管矢板部のケレン作業を実施したところ、新たな開口や当初、予定していた開口部に拡大箇所が発見されたためでございます。

2枚目の図面をご覧いただきたいと思っております。

図面左上のほうに北防砂堤Ⅱの全景の写真を掲載しております。同じく、上部中央付近に今回、施工場所の拡大写真を掲載し、中央のほうに今回、施工しております北防砂堤Ⅱの平面図となっております。平面図におきまして、左下の凡例にありますように、青で表示してある部分につきましては、当初、設計箇所となっております。赤で表示している部分が今回、新たに発見された箇所となっております。平面図に向かって右側になりますが、主に今回、工事施工に当たり消波ブロックを移動した際、新たな開口部が発見された箇所となっております。向かって左側につきましては、主に施工に当たりまして表面を削るケレン作業を実施した結果、新たに発見された箇所となっております。

1枚目、議案の概要のほうにお戻りください。

今回の工事変更分の概要でございますが、鋼板補修工といたしまして、補修面積を20.18平方メートルから45.02平方メートル増の65.2平方メートルに、鋼板の質量を1,426.2キログラムから3,241.2キログラム増の4,667.4キログラムに、溶接の長さのほうを65.05メートルから155.91メートル増の220.96メートルに変更するものでございます。

以上で議案第35号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第35号令和2年度 漁機請1号 磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第11. 議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第36号令和3年度 交通安全補助請1号 大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

提案理由は、大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

配布資料№.6をご覧ください。

1番の契約の目的については、記載のとおりになります。

2番、契約の方法につきましては、条件付一般競争入札になります。

3番、契約金額といたしましては、1億5,136万8,800円、消費税を含みます。落札率は88.99%となります。

4番、契約の相手方につきましては、株式会社ピーエス三菱東北支店となります。本社は東京の会社でございまして、昭和27年設立の会社でございまして。

5番、工事の場所につきましては、大平地内でございます。

裏面を見ていただいて、今回の条件付一般競争入札の執行調書を添付しております。こちらに入札者とそれぞれの入札価格を記載しております。

表面にお戻りください。

6番の工事の概要につきましては、施工延長L=17.8メートル。下部工橋台N=2基、基礎工、中堀鋼管杭Φ800、N=16本。あとは、ほかに法覆護岸工及び旧橋撤去工一式となっております。

7番の工期につきましては、契約日の翌日から令和4年3月28日までとなっております。

1枚、めくっていただいて、大平牛橋線の橋田橋の施工計画図となっております。右上に位置図を掲載しておりますが、山元インターチェンジの1本北側の路線となっております。左右に通じておりますのが大平牛橋線、左側が国道6号に向かう方向、右側が相馬亘理線に向かう方向になります。上下に通じておりますのが、落とし堀承水路となっ

ております。今回、ここの大平牛橋線の落し堀承水路に架かる橋梁、現位置に架かる橋梁を一度撤去して新しい橋梁の下部工2基を設置するものでございます。また、法覆護岸工につきましては、この下部工を保護するための護岸工となっております。右下のほうには断面図を添付しておりますが、基礎地盤が深いことから31.5メートルと32メートルの鋼管ぐいを設置するものでございます。

表面に戻っていただいて、説明については以上となりますので、ご審議、よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第36号令和3年度 交通安全補助請1号 大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第12. 議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。それでは、議案第37号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の締結についてご説明させていただきます。

配布資料No.7をご覧ください。

提案理由といたしましては、一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1番、契約の目的につきましては、記載のとおりになります。

2番、契約の方法につきましては、随意契約となります。

3番、契約金額につきましては、5,600万2,100円、消費税を含みます。

4番、契約の相手方といたしましては、東北地方整備局長梅野修一となります。

施工地は真庭地内。

6番、概要につきましては、委託事務一式、委託工事、施工延長L=289.2メートル。

7番、実施期間といたしましては、議決された日の翌日から令和4年2月28日まで

となります。

1枚めくっていただいて、施工の平面図を添付してございます。施工の位置につきましては、新浜諏訪原線と6号の交差部の工事になります。今回ご提案する箇所につきましては、平面図の緑着色の部分になってございます。そのほかに今回の工事は令和元年度契約、令和2年度契約となっております、もございまして、令和元年度契約につきましては、R3年度の第1回臨時議会で変更報告をさせていただいております。令和2年度契約につきましては、令和3年度第1回定例会で契約させていただいております。

下の施工区分図につきましては、今回、一番下の黄色の令和2年度施工分となっておりますのが工事完了しております、今回ご提案しているのが右上にかかっている令和3年度施工分ということで、今回は舗装の切削工、表層工、縁石工、防護柵工、区画線工分の契約となっております。

表面に戻っていただいて、説明は以上となりますので、ご審議、よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第37号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため暫時休憩とします。再開は11時、11時再開とします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第13. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第38号令和3年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ7億4,485万2,0

00円を追加し、総額を86億4,250万4,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうから主なものをご説明いたします。議案書11ページをお開き願います。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第6目企画費といたしまして190万円を増額しております。こちらにつきましては、桜塚地区において環境美化活動や交流活動に使用する草刈り機、イベント用備品等の整備を支援するためのものでございます。財源は諸収入でございます。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉施設費でございます。福島県沖地震で被災し原状復旧が困難となった老人憩の家を解体するための設計業務委託料として221万8,000円を増額しております。

次に、第2項児童福祉費第2目児童措置費でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を支給するための経費として900万円を増額しております。財源は全額国庫支出金でございます。

議案書12ページをお開き願います。

第4款衛生費第2項清掃費でございます。第6目災害廃棄物処理事業費として2億9,085万円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的に解体するための経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金でございます。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費として982万7,000円を増額しております。福島県沖地震により被災した農業用ハウスや施設等の修繕等に係る経費の一部を補助するもの及び災害に強い産地を形成するためのハウスの補強や防風ネットの設置等を支援するため経費の一部を補助するものでございます。財源は県支出金でございます。

次に、第5目農地費として176万円を増額しております。こちらにつきましては、花笠第2排水機場のエンジンポンプ用冷却ポンプの電極部が破損しているため、これを補修するための経費でございます。

第8款土木費第2項道路橋梁費第1目道路維持費として2,542万円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した道路のうち災害査定の結果、補助災害に該当しなかったものについて、維持補修するための工事請負費として組替えをするものでございます。財源は地方債でございます。

第3項河川費第2目河川改良費として800万円を増額しております。こちらにつきましては、高瀬川の排水対策設計業務委託料及び坂元地区の排水対策を検討するための業務委託料に要する経費でございます。

議案書13ページをお開き願います。

第4項住宅費第1目住宅管理費として3,740万円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震で被災した町営住宅に関して令和2年度に予算計上しておりました災害復旧に関する委託料について、改めて予算の組替えをするものでございます。

第9款消防費第1項消防費第4目災害対策費として180万円を増額しております。

こちらにつきましては、緊急情報ネットワークシステム用のパソコンのサポート終了に伴う更新に要する経費及び山寺区において発電機等の防災資機材購入を支援するための補助金でございます。補助金に関しての財源は諸収入でございます。

第10款教育費第2項小学校費でございます。第1目学校管理費として866万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、経年により劣化した山下第一小学校校舎の屋根や床等を改修するための経費でございます。財源は国庫支出金及び地方債でございます。

議案書14ページをお開き願います。

第5項社会教育費第4目文化財保護費として100万円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震によりり面に被害が生じた町指定文化財蕨首城跡の保全事業等に対し補助金を交付するものでございます。

第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第1目公共土木施設単独災害復旧費及び第2目公共土木施設補助災害復旧費につきましては、福島県沖地震により被災した道路に関して令和2年度に予算計上していたものについて、改めて予算の組み替えをするものでございます。財源は国庫支出金及び地方債でございます。

第2項農林水産業施設災害復旧費第1目農業用施設単独災害復旧費として600万円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した水路等に関して令和2年度に予算計上していたものについて、改めて予算の組み替えをするものでございます。財源は地方債でございます。

次に、第2目農業用施設補助災害復旧費として4,785万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した田中ため池及び渋沢ため池の災害復旧に要する経費並びに鷲足川排水路の災害復旧に関する負担金等でございます。財源は国庫支出金及び地方債でございます。

議案書15ページをお開き願います。

第4項文教施設災害復旧費でございます。第1目公立学校施設災害復旧費として9,395万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和2年度に予算計上していた町内小中学校の災害復旧に要する経費について、改めて予算の組み替えをするものでございます。財源は国庫支出金及び地方債でございます。

次に、第2目公立社会教育施設災害復旧費として5,994万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した中央公民館及びふるさと伝承館の災害復旧工事を行うための経費並びに先月2日の落雷により被災した震災遺構中浜小学校の災害復旧工事を行うための経費を計上するとともに、令和2年度に予算計上していた歴史民俗資料館の災害復旧に要する経費について改めて予算の組み替えをするものでございます。財源は地方債でございます。

次に、第5項その他公共施設公用施設災害復旧費でございます。第1目勤労青少年ホーム災害復旧費として415万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した勤労青少年ホームの災害復旧工事を行うための経費でございます。財源は地方債でございます。

第2目保健体育施設災害復旧費として1,064万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した町民体育館の耐震診断を含む構造調査を実施するための経費でございます。

第5目旧坂元中学校災害復旧費として6,745万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、福島県沖地震により被災した旧坂元中学校の体育館や校舎について災害復旧工事を行うための経費でございます。

議案書16ページをお開き願います。

第7項厚生労働施設災害復旧費第1目民生施設災害復旧費及び第2目衛生施設災害復旧費につきましては、福島県沖地震により被災した施設の災害復旧工事を行うための経費でございます。財源は地方債でございます。

第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金第1目災害援護資金貸付金として350万円を増額しております。こちらにつきましては、東日本大震災の被災者への災害援護資金の貸付けについて、申請受付期間が令和3年度末まで延長されたことに伴うものでございます。財源は全額県支出金でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。議案書8ページをお開き願います。

初めに、第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

議案書9ページをお開き願います。

第16款県支出金のうち第2項県補助金第6目教育費県補助金につきましては、GIGAスクールサポート配置促進事業に関して受け入れるものでございます。

第18款寄附金でございますが、震災復興寄附金及び災害復旧事業寄附金として1,009万9,000円を受け入れております。

次に、第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、最終的な財源調整のため財政調整基金1億4,712万5,000円の取崩しを増額しております。

第21款諸収入でございますが、歳出予算でご説明いたしました桜塚地区の草刈り機やイベント用品等の備品整備及び山寺区の地域防災資機材の整備への助成でございます。

次に、第22款町債でございますが、こちらにつきましては後ほどご説明いたします。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

最後に、地方債の補正でございます。議案書4ページをお開き願います。

地方債の追加といたしまして、先ほど歳出予算でご説明いたしました福島県沖地震及び落雷により被災した施設等の災害復旧に要する財源として、4ページに記載のとおり目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法により設定するものでございます。

議案書5ページをお開き願います。

地方債の変更といたしまして、過疎対策事業債につきましては、山下第一小学校の改修事業の財源とするため限度額を増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

なお、ここで補足といたしまして、歳出予算の説明の際に申し上げました福島県沖地震に関する災害復旧について予算を組替える理由についてご説明申し上げます。

令和2年度予算で繰り越した地震に関する復旧事業のうち起債の協議に漏れてしまった事業につきまして、令和2年度の繰越予算を財源として令和3年度に復旧事業を施工した場合、歳入として見込めない地方債を財源として事業を進めてしまうこととなり、決算段階で財源が不足することとなってまいります。そのため、令和2年度予算の繰越

しで計上していた復旧事業のうち、これから事業を進めようとしているものにつきましては、令和2年度予算の繰越しから落としまして、改めて令和3年度の6月補正において予算を組み替えた上で財源を確保しようとするものでございます。

以上が今回の第2号補正予算案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。質疑されます方は、資料のページ数、款項目を明示した上で質疑に入るようお願いいたします。—— 質疑ありませんか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。13ページの土木費、住宅費ですが、住宅管理費なんですけれども、委託料3,740万円なんですけれども、住宅の代行業務なんですけど何件分でしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。団地の戸数ということだったんですけれども、まず、対象が合戦原住宅が6戸、あと道合住宅についての2団地が対象となっております。以上になります。

9番（岩佐孝子君）はい。合戦原が6戸ということだったんですけれども、道合の部分の詳細について、分かれば教えてください。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。道合住宅の被害状況につきましては、インターロッキングの隆起と外壁の亀裂、あと、外部のフェンスの基礎ずれなどがございます。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。13ページ、今の件なんですけど、土木費、住宅費、町営住宅管理代行委託料の今の道合の関係ですが、インターロッキング、これ、地震の結果なんですけれども、被害程度ってどの程度、その内訳っていうか、3,740万のうちどのぐらいですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。道合住宅の被害内訳といたしましては、3,740万のうち1,140万となっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。同じく13ページの教育費10款2項1目学校管理費、山下第一小学校改修工事設計業務委託料、これ、この前の説明でね、1校にすっからというようなことで、それに間に合うような修理ということだった、そういう説明だったんですが、実際にそれを別にしてかけなくちゃならない事業費といいますか、ほどのくらいなんですでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。前回の全員協議会での説明では、ちょっと私からの説明の中で今後の学校施設の方針がまだ定まっていないことからの確ではなかったかと思ひまして、おわび申し上げます。

一般質問でも教育長がお話ししているとおり、大規模改修については、必要なことはきちんとすると申し上げているところであります。今回の山下第一小学校の大規模改修については、まず、大規模改修の定義が、建築後20年以上経過しておりまして、かつ、建物全体の改修であり、一部改修というものは交付金の対象外となっているところであります。また、対象工事費については、工事費の下限額が7,000万で上限が2億円となっております。補助対象が3分の1となっております。山下第一小学校については、先ほど財政課長からも説明したとおり、雨漏り等もございますので屋上の改修をはじめ必要な改修箇所については、今後、学校と調整しながら子供たちが学習しやすいような環境の整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうことで進めていただきたいと思います。

それから、11ページ、3款1項3目老人福祉施設費、先ほど出てきました老人憩の家解体設計業務委託料、220万も。これ、どういうふうに受け止めるんで。これにプラス解体費つうの出てくんの。解体するためにこの設計業務ってすんのすか。それとも、これ、あくまでも表現上こうで、これは解体費と見ていいのかどうか、その辺確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらの費用につきましては、解体の積算をするための設計費用という形になります。処分を行うための数量等の積算を行ったり、あと、今、図面が古いということもありますので、そちらのほうの図面を再生しながらということで、そういった費用の設計費用を計上させていただいております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。なんかちょっと理解できねんだけど。壊すんだったら何も設計とか、そんな必要ねえんでねえかなと。かえってこの部分、もったいねえんでねかと思う。どうせ壊すってさっきなしてしまったんだから。あとはその辺、その辺ってわかんねのかい。おらほでつうか、町のほうでね、壊すの云々。という疑問です。いいです。いいですつうか、そんなのおっきな話でもないから。私はちょっとね、この辺に金かけんのつうの、ちょっと不思議だなという疑問を残して。

その下、児童福祉費、1人頭5万、低所得者に対するの。これ、一時的なものなのか。それとも、今後ずっと続く施策なのか。まずその辺、確認します。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えします。

今回の低所得の給付金ですけども、一時的なもので、全国共通でございますが一時的なものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、見たっけ、これ全額、国から来るのね。国、何を言いたかったかっつうと、対象ってそんなにいないのではないかなというね。だったら、何もこのシステムまで変える必要ねえんでねすかなんてね。手書きで、おらほの末端のほうにはね、手書きでっていうか、手動で十分耐えられるのではないかなと。そうすると、この200万というの、ちょっと、200万をね、さらに、1人5万って決まってるんだしたらそれ言っちゃあれなんだけども、というそういう素朴な疑問からの確認でした。よろしく申し上げます、説明。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい。お答えします。

委託料、200万ですけども、この給付金を給付する際のシステム改修に充てるものでございますが、現在、使用している子供、子育て関係の機械のシステムですね。改修に充てるんですが、ただし、発注に向けてはこの金額、契約に向けては、さらに精査しまして経費の節減に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。ほかにあれば。

4番（大和晴美君）はい、議長。先ほどの質問にありました13ページの8の4の1、町営住宅管理代行業務委託料なんですけれども、課長の先ほどの回答で、道合が1、140万というふうにありましたが、この3、740から1、140を引いた残りが合戦原住宅の修繕というふうを考えていいんでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。そのとおりでございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。番号。

4番（大和晴美君）はい。合戦原住宅のほうは、具体的にはどのような修繕が必要なんだろう

か。

建設課長（千葉佳和君）はい。合戦原住宅の被害状況といたしましては、屋根瓦の損傷、外壁の亀裂、内部クロスの亀裂、ガラスの破損などがございます。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。16ページです。災害復旧費、厚生労働施設災害復旧のところの民生施設災害復旧工事請負費ですが、保育所、こどもセンターで70万となってるんですが、この内容的な部分を教えてください。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。70万の内訳ですけども、つばめの杜保育所が30万、こどもセンター、こちらが40万となっております。内容については、主に壁の塗装割れの補修ということで計上しております。よろしくお願ひします。

9番（岩佐孝子君）はい。壁、どんな感じなんでしょうか、その辺。安全安心を確保するためには必要なことだと思うんですが、その辺の中身的な部分、ちょっと教えていただければと思います。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。保育所、それから、こどもセンター共に、検査の結果、構造的には問題ないんですけども、壁に小さな亀裂が入っておるところが何か所もありまして、そこはそのままにしておくとう塗装が剥がれてくるおそれがあるので、そこを塗り直すというような形にしたいと思います。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい。12ページ、8款2項河川改良費なんでございますけども、ここに委託料として坂元地区排水対策検討業務委託料と高瀬川と2つあるんですが、坂元地区の検討委託料っていうか、になっておりますけども、これは仮設ポンプといいますか、緊急の排水対策の委託料ということでよろしいんでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。今、高瀬川……（「坂元」の声あり）坂元ですね。はい。坂元川地区の排水対策検討業務につきましては、こちらについては、まずポンプの検討の前にですね、まずどういう流量とか、その辺の精査をしていかなければならなくて、排水対策をどういう対策を進めていけばいいかというところのまずは整理をして、県の河川課のほうに協議資料を作るというような業務になっております。なので、今後、ポンプ規模とか、その検討を基に詰めていくというような形になっております。以上です。

10番（阿部 均君）はい。この700万もかけて検討をされると。それで、検討の協議資料を作成するんだということでございますけども、この検討の内容でございますけども、仮設ポンプっていつてもいろいろありますよね。緊急時に設置する場合、それから、ある程度万が一に備えてポンプを備える場合とかありますけども、どのような形態を考えておられるんです。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。今、まず排水の原因について整理をして、ポンプの常設がいいのかとか、その辺の検討は進めていきたいと思ひますので、それによつては、ちょっとどういう対策になるかっていうのはまだ、変わってくるというような状況になっております。

10番（阿部 均君）はい。非常にこの検討業務、大雨とか当然、浸水しているときに調査をするのであれば本当に実態が反映された部分があるかと思ひますけども、全くそういうふうな状況でないときに検討するとなると、非常にいろいろな部分で難しい部分もあるのかなと。そいな部分で、ある一定の町で今までの災害時にきちとした資料等はあると

いう認識でよろしいのでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。それに関しましても、既往最大の降雨等を考慮しながら排水対策を検討していきたいと思っておりますので、規模に関しては確認しながら進めていきます。以上です。

10番（阿部 均君）はい。一番は、その排水でございますけども、基本的には調整池ありますよね、常磐線の下に。調整池からの排水ということで検討されるのか。それとも、もっと有効である、おもだか館等に浸水してくる、前を流れている川から坂元川に排水されることも検討に加えるのか、その辺確認しておきたいと思います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。ただいま我々のほうで想定させていただいてるのは、あくまでも防災調整池からの排水っていうような形で今のところは考えております。

10番（阿部 均君）はい。私は何回も、災害時、必ず行って確認しておるんですが、調整池まで流れていく、流下する、その前にこう、おもだか館とか何かに越流してくるっていうか、そういうふうなのが現状なんですね。もう調整池までは行かない、水が。そういうことで、調整池まで流下するっていう部分は、非常になかなか難しい点もあるのかなど。特に秋口になりますとですね、どうしても、今、コンバインで刈取りしますんで、物すごくコンバインで刈ったわらが川に全部滞留しまして、それが堰になりまして、調整池には水、行かなくなるというのが現状、現実的な問題としてあるんですが、その辺もきちっと検討に加えるということでありましょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。そうですね、我々も坂元地区の冠水状況については把握しておりますので、少しでもその冠水状況が低減できるように排水対策っていうのを検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

10番（阿部 均君）はい。ですね、いろいろな部分を、当然あそこに住んでおられる方、それから、そういうふうな関係者の方は、常にいろいろな部分、見ておられます。そいな部分で、そういうふうな地域住民の方の意見も取り入れ、調査の段階で、検討する段階で取り入れながらですね、きちっとした万全な対策を講じていただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい。12ページ、6款1項3目農業振興費ですね。この中で園芸産地における事業継続強化対策補助金、先ほどの説明ですと、ハウス等の修繕、一部補助、それから、暴風ネットとありますが、これは福島県沖地震の際のハウスの被害の補助金ということになるのでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。今、ご質問のありました園芸産地における事業継続強化対策補助金のほうになります。こちらのほうにつきましては、地震というよりはその前の災害対策ということで、ハウスと紡防風ネットだったり、あとは本体の強化資材だったりというところの補助金となっておりまして、今回の地震のほうの補助につきましては、その上段にあります強い農業担い手づくり総合交付金、こちらのほうにつきまして園芸作物等の関係で新たに、前回の追加補正予算後に国のほうから要件が提示ありまして、募集の結果、今回、計上させていただいたものとなっております。

11番（菊地康彦君）はい。地震の前かというと、具体的に何件かあったのか。それとも、1つの災害だったのか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい。令和2年9月以降のときに大雨だったり、そういなところ、な

った際にですね、災害に強い施策ということで、前に出てたものの案件となつてございまして、自然災害発生にあらかじめ備え災害に強い産地形成というような補助金となつてございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

1番（伊藤貞悦君）はい。15ページ、11款災害復旧費5項目の旧坂元中学校災害復旧費6,740万についてですが、これは基本的に原状復旧のみの工事なのか、どうなのかを質問します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねですが、こちらはあくまでも災害復旧費となります。以上です。

議長（岩佐哲也君）原状復旧かどうかという。原状復旧だけかという質問。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。原状復旧となります。

1番（伊藤貞悦君）はい。その中にですね、例えば、今後、将来ですね、坂元中学校、どのように使っていくのかによって二度工事、三度工事と、いわゆる二重三重の工事が必要になってくるようだと、今回、原状復旧する意味が薄れてくるのではないかという危惧がされますが、そのことについては検討されているのか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ただいまのお尋ねですが、先ほど原状復旧と申し上げましたが、例えば、体育館の照明等については、LED化を検討いたしております。また、当初の予定では、今年度、体育館の屋根の補修をしまして、翌年度に照明の計画でございましたが、今回の工事で一気に照明までやって完了させる計画といたしております。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい。体育館については、いわゆる体育文化センターの代替というようなことも考えているようなので、そのことは分かりますが、教室とかですね、その他のことについてはどういうふうを考えているのか。例えば、この前の全協等々では1年間、いわゆるあそこの部分は後片づけをしながら今後考えていくというふうなことでしたが、何ら災害復旧工事をしないでそのようにしておけば、やはりいろんな不便が出てきたり、何か出てくると思いますが、将来、ある程度の構想がない段階で手直しをしても、余分な金がかかってしまうのではないかという危惧の念があつて質問しております。それは大丈夫だと太鼓判を押していただければ、それ以上のことはありません。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。ただいまのお尋ねですけれども、体育館については先ほどお話ししたとおりで、校舎については、2階だったか3階だったかの窓枠がちょっと外れるようなことがありまして、その部分を中心にした復旧でございます。あくまでもそこを原状復旧するというので、校舎そのものに大幅な手を入れて何かするというふうなことではなく、まず原状復旧すると。あと、荷物といいますか、備品等、置いたままというのは、校舎にただ単に物を置いておいて、まず必要な物を各学校が引き取ったり、不要な物を今後、廃棄するというので、単に置いといて校舎そのものをいろいろ手を加えるということではないということでご理解いただきたいと思ひます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

3番（岩佐秀一君）はい。14ページの4目文化財保護の、先ほど聞いた話なら、坂元小学校の神社の崖崩れつてということで100万円補助するという。これは、地震じゃなく大雨によって崩れた崖つていうことですね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。お答えいたします。

最終的に致命傷になったのが2月13日の地震で、先ほどの企画財政課長の説明のとおりです。ただ、その前に幾度となく大雨がありましたので、そこで大分基盤が緩んでいたという事実はあると思います。総合的に今回、持ち主、所有者のほうから復旧に伴う助成金の申請があったもんですから、補正予算の計上をさせていただいたといった内容です。以上です。

3番（岩佐秀一君）はい。ここは、文化財と同時に通学路になってますですね。しかも、30メートルぐらい上のほうが崩れているので、あそこ、仮に直したとしても、拡大するようなおそれがあるわけですね。と同時に、心配してるのが、この事業者が、その所有者か事業者が、どの程度の工事をやるのか。100万円の補助だと大した工事じゃないと思うんですよ。ということは、高所作業、相当の経費がかかるような気がするもので、ちょっと心配だったもんでお聞きしたかったわけです。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。高所作業、下からではなくて、あくまで文化財というのは、石積みの部分は該当してなくて、その上の天板の部分です。その天板の部分の改修する手法としては、これは持ち主が決めることなんですけども、安定勾配を取るということで、崖のその斜面を緩く切るという手法を選択しています。

それに関してどのぐらいの経費がかかるかということなんですが、申請の内容では全体でおおむね170万程度と言われていています。今回の補助の制度に関しては、山元町の文化財保護に関する条例及び規則の中にあるんですが、補助の上限が100万円まで、補助率が2分の1ということですから、170万であればその半額の85万が補助として支給されるといった中身です。

なぜ100万かということ、実際に作業をしていて、もう少し経費が上積みになる可能性もありますから、そういう意味で上限の100万円の措置をさせていただいたという内容でございます。以上です。

3番（岩佐秀一君）はい。やはり、今、言った文化財と同時に、子供たちが運動しているグラウンドの前、しかも今度通学路なもんで、町がもっと指導力を持ってですね、安全確保のためにもやはり強化するような施策をぜひ期待したいと思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい。同僚議員も確認しておられるんですけども、11ページの3款民生費老人福祉施設費の中の老人憩の家の解体設計業務委託料でございます。221万8,000円。額的には、町の予算からすればそんな大金ではないんですが、当然、この設計、解体の設計業務ということでありまして、これ業者に見積りを出していただいたほうが一番、町に登録しております解体もやられる業者さんに見積りを出していただいたほうがですね、一目瞭然で一番安い業者さんは、5者のうち一番安い業者さんということ。ただ、これは競争入札なり何か入札にかける、諮るということでこの設計業務が必要だということなんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。設計費用につきましては、解体設計ということで処分費用の積算とか、あと産廃にかかる費用とかを積算して、それを入札にかけるということになりますので、目安になる金額を設計で決めるという形になりますので、そちらで今度解体の業者を入札で決めていくような形になります。ですので、設計について、内部でもできるかどうかというのは検討したんですけども、内部ではちょっとできないので外部に発注して設計をしていただいて、その費用で工事費用を積算するというように

なっております。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。こういうふうに、行政のやるお仕事でありますから、当然、こういうふうな正式なやり方といいますか、こういう手順を踏まざるを得ないというのは、理解はある程度は一定はしておるんですが、私も20年以上前ぐらいに、20年ぐらい前にはよく役場のある業者さんでちょっとアルバイト的な仕事をしておりまして、よく役場の仕事もいただきました。そういなときには、よくこういうふうな部分の業務に対して見積りを出してくれというようなことで、よく見積りを出した今、記憶が頭の中にあるんですが、そういうふうに、ある程度業者さんのほうできちっとした見積りでありますと、設計業務、わざわざ委託しなくてもそれなりのきちっとしたこういうふうな部分でこうだつてというような物事が見えてくるはずなんです、そういうふうな手法は今現在、取れないのかどうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。これまでも解体してきた施設とかあるとは思いますが、そういったところからいきますと、設計を組んで明確な処分費用とか、あと、産廃の持込み量とか、そういったのを積算して、そちらを工事という形でするような形で、ある程度の面積もありますし基礎部分もあるということです、そちらを工事費用で見込んで正確に行いたいと思っております。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。こういうふうな小規模な解体なり、いろいろな事業が今後とも町においてはいろいろと発生するというのが、事案が出てくる可能性はあるんですが、そういう部分、今は当然、大規模な事業も本当に小規模なやつも同じような手法で取り組まれておるといことであります。ほんで、こういうふうな部分、町長にお聞きしたいんですが、当然、かける必要のないといいますか、大きな事業で、大きな学校の解体なり庁舎の解体なり、そういうふうな部分であれば当然、こういうふうな設計業務も必要かと思えますけども、小規模な部分も今後、こういうふうな事業の進め方で取り組まれるのか。それとも、ある一定、あまり、これ、ばらすと、1円もかけないで済む可能性もあるんですよ、やり方によっては。そういうふうな部分、町長、今後、こういうふうな小規模な事業について、大規模事業と同じ手法で取り組んでいかれるのか。それとも、見直すといいますか、ある程度見直していくというようなお考えも持っておられるのか、ちょっと確認しておきたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに議員、ご懸念の部分はあろうかというふうに思いますが、その程度、内容をどういうところに収めるのか。これは、そういう考えを大事にしながら、工事を発注する委員会のほうでよく議論をしていただいて、ガイドラインといいますか、基準を設けながら進めるべきなのかなというふうに思えます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。先ほどの説明の中で、最後に説明された予算組替え関係ですね。繰越し。その辺のね、手続つうか、何ていうか、それこそその辺の流れが、前年度の落としてどうのこうのつていうね、その辺の流れが十分理解できないんです、まずは。どういう、令和2年度に繰越し、決めたんだよね。6号、7号でね。議会の議決を要するというようなことでね。で、それを落とすんだよね。落として、改めて必要なのは翌年度の令和3年度の予算に組み替えたという理解なんだけども。まず、そういうことができるのかどうか。手続上の問題なんだけんと。できんのか。だから、もし、流れからすれば、令和2年で落とすやつね、令和2年度6号、7号つていうのは、議会で議決してん

だよ。議会で認めたんだよね。その中身を変えるんだよね。ということだよな。じゃ、変えるときも議会の議決って必要なんでねえかと私は思ってるんです。まずまず、その辺の疑問。できるんだったらできる、できないんだたらできないでいいです。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、今回の福島県沖地震の災害復旧に関する事業につきましては、令和2年度の予算のほうで計上させていただきまして、3月議会のほうで議案のほういただいたところでございます。

その後、今回、2年度中に終わらない事業につきましては、繰越しという形で報告をさせていただきまして、今回、改めて今回6月議会のほうで先ほどご報告申し上げましたのは、実際、繰越しを予定しているものにつきまして3月議会のほうで報告をさせていただきましたが、その後、3月の専決処分等で財源調整等行った上で、その後、実際に繰越しをする額、こちらが固まりましたので、こちらを今回、6月議会の先ほどの繰越し計算書のほうで報告をさせていただいたというような手続の流れとなっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと今の説明でも分かんないんですけども。まず、繰越しも議会議決の対象。で、それで前年度、3月議会で6号、7号で最終的にこれこれの事業を繰り越しますよということで我々に説明あったんだよね。で、それが全部で俺の計算だと35億なんだけんとも。そして、それを一応この事業に対してこういう金額で繰り越しますと。で、繰り越した結果、出来上がった事業もあつたりとかね、2年度中にね。あと、引き続き、まだやんなくちゃないっていう事業あつて、それらの報告を6月議会でしなくちゃないつうことで、先ほど報告をしていただいた。だから、事業内容が変わってもおかしくないんだよっていうのは、そういうことなのかなっていうふうに受け止めてるんですけども。

そして、さらに今回の令和3年度の説明の中では、令和2年度のを落として、そして、改めて令和3年度で組替えという説明があったもんですから、令和2年度で繰越額って決めた繰越しを、決めたやつを、ゼロに落とすか何ぼかに落とすかね、落としたことによって翌年度の令和3年度、今回のこの補正で対処してるということになると、我々が決めた令和2年度の6号、7号、決めた、その財源っていうのは、変更することになんてねえのかや。つうか、それも、そこから落とすんだから、したら、それも議会の対象要件なんでねえのかやというふうな。まず、いいわ。いいわつうかね、こういう疑問が、解けない疑問がまず1つあります。俺はおかしいと思うんだけんとも。

改めて、改めてっていうか、その繰越し、今回、そして、その結果、9,700万円もの、私は損失というふうな表現を使いますが、それは置いといて、あと最終的にまた確認します。それぞれの繰越しという制度があるんだけど、何か簡単に使われてないか。あるいは、抵触してないか、法、規則等々にね。という疑問から確認するんですが、これは確認だから、分かる、分からない、あと、できる、できないでいいんですが、繰り越す際には、今も言った必ずその財源は確保しておかなくちゃならないという規則、原則があるようですが、その辺はそういう理解でいいのかどうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、繰り越す際には財源というものが必要になってまいります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ですよね。ですから、繰り越す財源があるから翌年度に繰り越すもので、そしてそれでやると。そして、その際に、繰越明許費予算っていうのは、あ

くまでもその年度の予算であります。その翌年度の予算との間での流用することはできないというふうな、解説書にあるんですが、これはそういう理解でよろしいですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。はい、流用はできないというように理解でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、この前説明された繰上充用は繰上充用でね、俺はこの繰上充用も簡単に使っていいものかどうかっていうのは、制度的に、そういう理解をしてるわけですが、繰上充用を使って財源不足分は対応するという説明だった、この図にも示していただきながらね。それは、今言ったのと重ならないか。俺は重なると思うんだけど。翌年度の予算との間の流用、この問題に抵触するというふうに思うんですが、その辺の理解はいかがでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。先ほどお話にありました繰上充用につきましては、地方自治法の施行令第166条の2のほうで規定がございまして、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときについては、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができるというように規定がございまして。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないと、こちらの規定にのっとった手続ということになります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その際の対象には問題はないの。何でも繰上充用は、不足したときには何でも使える、そういう制度は使えるという理解でいいんですか。こんな特例とかね、こんなこと許さっちゃえんだったら、予算って何なの。会計年度1年とか、いろんなもろもろの原則あつけんとも、その辺に抵触はしないの。しないんだったらしないでもいいんだよ。161条、2条がね、どう理解すつかっていうことにもなつと思うんだけど、正確にそれをつかんだ上での今のお話ですね。であるんだったらいいんだよ、あとは。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。あくまで議員おっしゃるとおり、会計年度独立の原則というのがございますので、あくまでこちら例外ということで繰上充用という規定が地方自治法施行令に規定されているということでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺はちゃんと、本当にまだね、この時期になってできませんでしたってということにならないように、しっかりと制度を確認した上で進めるべきだというふうなことをまず指摘しておきたいと思います。

それから、申し訳ないんですが、一応、我々、説明資料もらった一番最後にね、これまでの本町の決算を考慮すると財源不足になる可能性は極めて低い状況ではあるという、わざわざこういうただし書つけてるんだけど、何のための予算計上なんだっていうね。予算計上とかね。非常に、もう予算を適当に考えているとしか思えないような表現。っていうのはですね、裏のイメージ図、イメージ図つつうのもおかしい、表現もおかしいんだけど、もう財源不足が起こることははっきりしてるんですよ、そういう意味ではね。だけんと、それは不用額等々で間に合うから大丈夫だっていう考え方なんだけども。そして、それでも足りなければ繰上充用で対応すつから、皆さん、心配することないよっていうことだと思っけんとも、そうすつとね、その予算っていうのはね、で、最初から不用額を残すことも頭に入れての予算なんですとかね、いろんな疑問が湧いてきます。年間、確かに、この間の毎年度の決算を見ると、確かに結果、不用額を多く出して、その分の半分を貯金に回すというような繰返しなんです。いろいろその背景には復興関連の事業等々つつうのがあってっていうこともあんのかも分かんねけん

とも、それにしてもそういうことの繰り返しなの。そうすつとね、年間の予算、非常にこう、大体余りを出すっていう予算計上ってというのがね、もうそもそも指摘されなければならないことだと思うんですが、そして、そういう流れの中でこういう対応が逆に言うところと取れるというね、この対策の在り方、問題はないかと思うんですが、その辺、町長、どう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回、こういうふうな形でご心配をおかけしてるというようなことについては、改めてこの事務処理の至らなさをおわび申し上げたいというふうに思います。

その上で、議員、お尋ねの部分については、担当課長からお話ししましたように、これは通常あってはならないようなケースでございまして、それをカバーする意味での規定が自治法にもあってというふうなことでございますので、そのようなご理解をいただきたいと。

それから、一番下のほうの説明資料で表記した部分については、議員もいみじくも触れられておりましたように、最終的にこれまでの決算、収支バランスを見た場合ですね、そういう傾向があるので、そういうふうなものを加味すればというふうなことで、あまりご心配を大きくしない形でご理解いただければなというふうな思いでございまして、決してそれがあらかじめあるからいいということでは決してないというふうなことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

8番（遠藤龍之君）はい。今の不用額の話につながるのと一致するかどうかはまず別にしてですね、総計予算主義の原則というのがあるんですね。その中で言われているのは、収入と支出を相殺して差額だけを予算に計上することはできないというふうな定めになってる。私の理解では、不用額をね、最初から求めて、あれしてそれを自由に使えるような、ということとはできないというふうに私は受け止めてるんですけども、まさにこういうことが続いているということ指摘しておきたいと思います。

こういう問題を町としてはどこまで、今回現れたこの問題を町としてどの程度の問題として受け止めているのか。それを町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。いろんな事務を行う中で、残念ながら、いわゆるヒューマンエラーに関わる案件が時折発生しているということでございますが、いずれの場合についても、相当な注意力をもって業務を執行をしている中で、残念ながら発生したケースでございます。今回、2月の災害発生、そしてまた、新年度の予算編成と災害復旧、年度またぎの中での事務処理の対応ミスというふうな部分でございまして、どの案件がどうだという、そういう順番はなくてですね、一つ一つの事務処理をやはりしかるべき原理原則に基づいて適正に行われる筋合いのものというふうに理解しておるところでございます。引き続き、こういう部分も含めた綱紀の肅正というの、引き続きこの後の議会終了後含めて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと私、頭でちょっと今の話、十分な理解っていうか、ちょっと分からないっていうね、理解できない部分。私は、どの程度の問題として捉えてるかという質問ですから、この程度でいいんです。大変とか、重いとか、大きいとか、小さいとか、大したことないとかっていう答えを求めていたんですが、そういう答えはいただけなかった。本当に問題意識が、私は、今の発言を聞いても全く、全くとは言わない、ほとんどないのではないかなというふうな受け止めしかできません、これまでの説明。

といいますのは、併せて言いますと、その前にですね、いろいろこの前の説明の中で

結果、9,700万円はもう投げると。投げるっていうかね、起債でももう認められない。それは当然、しかしながら、やらなくちゃならない事業。そして、財源を当然確保した中での繰越しだから。して、その財源は何になるか、一般財源ですよ、で対応という。その場合、9,700万は全て一般財源、その前の起債の場合には、んで何ぼだったのかとはっきり私、言って損失、町の損失という表現をしますけども、9,700万のうち実際、起債、受けたとすればどのくらいになるんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。あくまで予算ベースで9,700万円の場合、後年度交付税として措置されるものとしたしましては、約4,700万円ぐらいというふうな試算でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そうすると、もう半分ぐらい、5,000万がもう町の損失というふうな受け止めに、私はそう受け止めてるんですが。というくらいの問題なんです。それに対しての今の町長の見解。

その前に、我々に説明するときに、表題は福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業（予算）の流れという表題の中でいろいろ、矢印あるんだけど。どこにもね、謝罪、謝罪したからいいつつうもんでねえよ。ということではなくてね。自分たちのほんとの問題、事の本質を自覚した中での説明だったのかつつうこの表現なんです。この表現見とね、本当に人ごとのような説明だった。という意味でも、本当にどこまでこの問題を受け止めてんのかと。実際は、実害として5,000万あるんです。あとはいろんなこんな作業、しなくてもいい作業を改めて、プラスしてやってるんです。これも時間のロスっていうかね、それもマイナスと数えていいのかなというふうになつとね、5,000万プラスそういうふうになってる。町の損失は大きなもの。

だから、一旦起きたことに対しては、どうこうつつう、すぐ言うつもりはありません。それは人間、間違いつてありますから。しかし、起こしたときにどのくらいの自覚を持って対処してんのか。つつうのは、どのくらいの自覚を持って、次にそういう問題は生み出さないというところにもつながるんですよ、そういうことによってね。そういうことが一切、一切とは言わない、あれでも見られねかった。もう不用額で大丈夫だから心配すんな、そんで足んねければ繰上充用でやる。あと、このイメージも、何かこうね、逆でねえかと思うんだけどね。何かこの辺の私からすれば、表現、作為的だなっていうふうに受け止めるんだけど、それに対してこれ以上の確認はしないものです。これは私の思いです。

いずれにしてもですね、具体的に今、数字で出てきても5,000万以上の損失を町にかけてるという問題です。そういった問題がたびたび起きている、金額は別にしてね。そして、当初予算、せつかく今年も20年度もせつかく書き込みしてたのね、差し替えますっていうことでね。差し替えられつと困るんです、せつかく書き込みしたのに。個人的な話だけんと。ということとか等々、結構、この財政に絡む、関わる問題っていうのが、続いています。その都度、確認はしてるんですけども。この辺の要因について確認していいですか。先ほどのような、もし、説明的なあれだったら要らないんですけども。とりあえず一応確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。……。 （不規則発言あり）

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申しあげましたようにこの業務が、今回の不手際が発生した時期の件については、先ほど申しあげたとおりでございまして、やはり1つは時期の問題

もありますし、あるいは、業務量の問題もあろうかなというふうに思っております。

それから、ここで議員にお答え、説明してもですね、大変いかんともしがたいという部分があるかというふうに思いますけども、まずは、過大な業務をずっと震災後、抱えてきている中で、限られた体制の中でもろもろの事業を執行してきているというふうな部分があって、申し訳ないですけども、余裕がないという部分も相当あるのかなというふうに思います。そういうことをしっかり再認識した中でですね、この組織の管理なり、あるいは、ヒューマンエラーの防止に向けて、先ほど申したように、改めて問題意識を組織全体で共有しながら、再発防止に努めていかなくちやないなというふうに考えているところでございます。

議長（岩佐哲也君） 続くようであれば、休憩入れますか。まだ続くようであれば。

議長（岩佐哲也君） ここで暫時休憩とします。再開は13時30分、1時半とします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 議案第38号、一般会計補正予算案について、質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君） はい。先ほどの町長の答弁、どういったものが原因、要因としてあのか、理由なのかということに対して、町長は時期の問題がある、あるいは、時期っていうのは災害っていうことですね。多分、そう受け止めます。それから業務量というふうな、これまでどおりの理由であったかと思えます。この1年間、1年前もそういったことがあって、そういう要因について確認しているわけですが、その際もそういった内容のものであったと記憶しています。全くこの1年、進展してない。取組にね、強化にもつながっていない。これでは当然、同じような問題が起きるんだなと。起きても仕方がないんだなというふうな、先ほどの町長の答弁でそう受け止めざるを得ない、そういう感じをいたしました。受け止めました。

そのようにね、原因をつかんでるんだったら、次はその対策を考えればいいだけです。よく皆さんがもろもろ計画の中であの4つね、すぐ忘れるんだけんと何とかCD、Aとか何とか、そういうことでもろもろの分野ではやろうとしてるんだから、その手法を使ってね、そして前に進むと。前に進むというか、その要因をつかんで、もう分かってんならそれに対するチェック、対策できる。それを結果、アクションとかなんだね、そういうことをしてこなかったということでは、任務放棄といいますか、やらなくちゃならないことをやってこなかった。そのことによって起きた5,000万円の損失だということが言えるのかなというふうに思います。

そこで、その対策、業務量云々ということであるならば、その体制強化を図る必要がある。あるいは、人事体制ね、この間、申し訳ないですけども、町できちっと認めた、認めたっていうかな、企画財政課って重要部門ですよということで6級から7級に、総務課長クラスに引き上げた経緯がありますよね。そういうふうな考えであるならば、当然それに、そして、この間、やっぱり町の根幹、政治、行政の根幹、予算執行していく上での根幹をなすその財政、企画、企画までですからね、やっぱその辺の部門を強

化すべきだというふうに、もしそうであるならばですよ。本来ならば、今の体制の中でもろもろのことを考えれば対応すべきなのかなというふうには思いますが、もし町長が本当にその業務量が云々ということであると考えてるんだとしたら、当然そういう体制も考えていかなくちやないと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的に業務遂行に当たっては、議員おっしゃるように、PDCAサイクルを活用して、これの実践をしながらというのが基本になります。先ほどお答えした一般論が基本になるわけですが、ご案内のとおり、まずこの組織の職員の新陳代謝という部分もございまして、毎年、一定の人事ローテーション、これも避けて通れない問題というふうな部分もございまして、そういう中でよりよい組織体制、いかにあるべきかということもございまして、これは理想の話をするれば、いろいろございまして。しかし、職員定数の問題なり、人件費の問題なり、いろんな面からこれは考慮せざるを得ない側面もございまして。そういう部分を総合的に勘案しながら、ぎりぎりのところで精いっぱいというふうな形での組織管理運営というふうにならざるを得ないところがございまして。

理想論を申し上げれば、例えば、今、企画財政という話ございましたけれども、これは他の市町村、見渡していただければ、特にお隣あたりなどあれしていただければ分かるのとおり、企画と財政を分離してというような、そういう体制も取っているわけですが、そこまで行けば理想かなという部分もございまして、なかなか今のところはそこまでは行っていないという実態もございまして。

いずれにいたしましても、事務処理に手落ちがあつては、これはならない話でございますので、これまでのもろもろの案件も含めて、そういうものを次に生かせるような組織管理運営に引き続きしっかりと取り組んでいかなくちやないなというふうに思っているところでございまして。

8番（遠藤龍之君）はい。何を言っても駄目なのかなと。分かってもらえないのかなという気がします。本当に堂々巡りになってしまいます、この議論ですね。しかしながら、そういう人事管理、あるいは、予算執行の中で明確に事件、問題だけは起きている。この事実をこういう体制の中でもどう受け止めて、そして、やらなければならないのかという姿勢が、全く見えてこない、今の答弁ではですね。やっぱりその姿勢、小さければ小さく、力がなければならぬ工夫して、それがPDCAとかそういういろんな、それはどこの町でもね、同じような条件の中で小さい町はね、それぞれが、しかしながら、工夫していく中でまちづくりを進めている、いつている、予算執行に取り組んでいるというのが、そして、それが先頭に立ってんのが、まとめるのが町長の役目です。町長が全て管理している、総監督で進めていく、そういう中での現状だと。そして、その現状にそれぞれの問題がね。というのは、どこに問題があるかというのは、最後までは言いませんが、そのことを強くですね、頑張るところで頑張りたい。力を尽くすところで力を尽くしていただきたい。そのことを今回、本当にあつてはならない問題の総括的な、何に、どこに要因があつてどうしなければならないかということを確認するための質疑でした。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第38号令和3年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14、議発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。7番竹内和彦君、登壇願います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、議発第1号災害対策関係法律の改正を求める意見書につき説明を申し上げます。

このことについて別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

今年2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震に対する災害救助法の適用については、地震被害が県内の広範囲に及んだ福島県ではいち早く適用されました。災害救助法に基づく住宅応急修理の対策等が速やかに展開されております。一方、宮城県における災害救助法の適用については、本町では建物被害が数多く見られたものの宮城県全域としての地震被害はごく一部にとどまったことなどから、災害救助法が適用されない状況となりました。

このように、同程度の被害状況であっても、県境で隣接する宮城県本町と福島県新地町との間で格差が生じている状況であることから、災害救助法の基本理念である平等の原則の観点からも、災害救助法を適用した県が違ふこと理由により市町村に対する支援に格差が生じるようなことはあってはならない。

よって、被災地をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら災害対策関係法律の現行法の見直しを行うとともに、具体的な新たな支援対策を含めた法整備を行うことを強く要望するものであります。

なお、詳細については、別紙意見書案をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

提出者 竹内和彦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。調査をしたというふうな説明があったんですけども、調査件数は何

件なのか、そして、調査地区はどのような地域なのか、確認させてください。

7番（竹内和彦君）はい。議員有志ということで、数人の議員で行いました。本来は議員全体で行えればよかったんですけど、まとまらなかったという経緯がありまして、一部の議員で調査をしました。そして、なかなか忙しい時期でもありまして、全部で69件、調査をしたということです。町内一円といいますか、北のほうから南まで、大体一円調査をしたという認識でございます。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。町内一円ということなんですが、特に多い地域での部分が多いのではないかと思いますけど、どの地区で何件くらいずつなのか、お知らせください。確認します。

7番（竹内和彦君）はい。私はちょうど坂元地区というところにおりましてね。私は近所といいますか、14件ほど調査、協力いただける方ということで調査させていただきました。それぞれ北のほうは横山辺りも、横山地区といいますか、その辺も調査させていただきました。それで全体で69件ということになるかと思います。併せて、真庭地区辺りも調査、入ったと思います。そんな状況です。

9番（岩佐孝子君）はい。坂元地区で14件ということでよろしいんですか。坂元地区全体で14件ってということで捉えてよろしいんですね。そして、横山っていうふうなことで北のほうも出ましたけども、だから、どんな形でどのような目的で入ったのかですね。どれくらい被害があるかっていうことを調査しようと思ったんでしょうけども。やはり被害の大きいところは特に入んなきゃならないと思うんですが、そういうことも考慮して入ったのかどうか。全然、今の回答で、自分のとこだけは14件、ほかのところは分からないみたいな回答だったんですけど。まとめてはいないということですね。

7番（竹内和彦君）はい。私の分だけで14件であります。そのほかもありますので、坂元地区、何件かまでは、そこまでは把握してないんですけども。

それから、調査項目というふうなことで、狙いは推定被害額というところでね、ざっくりとですけども、被害箇所が住宅はどうだったのかと。外構はどうだったのかと。電化製品、どうだったのかと。物置、家財、その他というようなことでね。その6項目を中心に大体聞き取りしてまいったということでもあります。

9番（岩佐孝子君）はい。ただ単に推定額だけではなくて、やはり項目も、ただヒアリングなのか、それとも調査票に基づいたものにして、その調査した人たちの共通理解があってやったものかどうか。ちょっと今、疑念を抱いております。この災害対策の関係については、生活基盤が、生活再建が基本となるものだと思いますので、その辺が最重要な項目だとは思いますが、その辺がちょっと見当たらないなというふうなところなんです。

自分のとこだけじゃなくて、やっぱし提出者とすれば、69件でしょ。69件ですよ。ほかの方のもちゃんと確認をして、まとめて提出するべきではないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

7番（竹内和彦君）はい。私のところだけじゃなくて、一円のつもりでありますけども。ただ、そこの集計はしてなかったということです。もし時間いただけるのであれば、その辺は集計、発表できるかと思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。（不規則発言あり）いや、いいですよ。手を挙げなかったからほかにつつただけで。あるんですか。（「集計するって……」の声あり）ああ、今ですか。今、集計っていう意味ね。（「竹内さんが集計しますからって

……」の声あり) 集計して後で連絡するってことじゃないのかな。(不規則発言あり)
7番(竹内和彦君) はい。今、手元に資料がありませんので、そんなに件数ではありませんので
ね、69件でありますので。時間をいただければ、その辺ぐらいは可能かと思いますが。

議長(岩佐哲也君) じゃあ、暫時休憩しますか。

議長(岩佐哲也君) 暫時休憩します。休憩は2時、2時まで暫時休憩いたします。再開は2時と
します。

午後1時48分 休 憩

午後2時00分 再 開

議長(岩佐哲也君) 再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長(岩佐哲也君) 休憩前の岩佐孝子議員の質問に対する回答から始めたいと思います。

7番(竹内和彦君) はい。先ほど質問いただきました被害調査の地区別の集計であります。全
体で69件の内訳であります。真庭が13件、磯浜が3件、合戦原が1件、山下が6件、
浅生原が3件、中山4件、町16件、山寺7件、鷺足1件、下郷1件、横山4件、桜塚
10件、合計69件の内訳でございます。

9番(岩佐孝子君) はい、議長。確かにあれですが。町、久保間です。町は非常に多いと思うん
ですけども、下郷も非常に多かったと思うんです。5パーセントの割合からして追っ
ていけば、罹災をされた方の件数を追いながらすのが普通かなというふうに私は思っ
たんですが、中山が4件、久保間は入ってませんよね。っていうようなことで、非常
にばらつきがあるなというふうに思います。そういうことからしても、先ほど協力して
もらえなかったから協力してもらえ議員だけで実施したっていうふうな回答もあつた
んですが、やはり町全体、一円をとということであれば、前に執行部から資料いただ
いたよね、罹災件数。そういうのを使いながらやるべきではなかったかなということ
も確認したいんですが、その辺は活用したんでしょうか。

7番(竹内和彦君) はい。お答えいたします。

今、質問ありました件であります。調査するに当たりまして、まず、町内で罹災申
請が1,370件ありました。その中から今回調査したところでは、大規模半壊とい
うのは3件あつたんですけど、今回調査した件数の中にはありませんでした。中規模半壊
の罹災申請が12件あつた中で、アンケート調査したのが1件です。それから、半壊と
いうのが罹災申請で40件あつた中から、私のほうで調査したのが4件です。それから、
準半壊というのが罹災申請で379件ありましたけれども、その中から私どもが調査し
たのが23件であります。それから、一部損壊というのが罹災申請で921件あつた中
から、私のほうのアンケート調査というものが20件。それから、申請取下げという
のが、全体で罹災申請の取下げというものが15件ありましたけれども、その中でも私
どもが一応被害はありましたから、それでもね、21件、被害調査をしたというところ
であります。以上です。

9番(岩佐孝子君) はい。罹災件数が、申請件数が分かってるわけなので、それを踏まえながら、
やっぱり5パーセントのものにする、なぜ5パーセントにしたのかもちょっと分かり
ませんが、やはりより多くの方々の数字をつかむということでは、私はちょっとこれ

では不足ではないかなというふうに思います。

そしてですね、町と議会が一体となってという部分が、私は非常に弱いような気がするんです。町からの要請もほとんどありませんでした。そして、議会からの働きかけもなかなかなかったような気がしてなりません。最高でも10万というふうな形で決めちゃったんですけども。今回、これを出すに当たってですね、提出するに当たりまして、国宛てだけなんですけども、一番大事なものは身近からではないかと思うんですが、その辺はどのように考えてこのようなことに至ったんでしょうか。

7番（竹内和彦君）はい。今回、この災害救助法の見直しを要望するというようなことで上げるわけなんですけども、確かに今、岩佐議員から話ありましたように、町のほうもそういったことで同じような趣旨で要望書というように同じような内容で上げようかという準備をしているところであります。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。町でも上げるという確約は取ってたわけですか。っていうことですよね。

7番（竹内和彦君）はい。先般、議会運営委員会で話し合ったときに、町にもそういった類いの趣旨で上げたらいんじゃないかというふうな意見がありまして、分かりましたということでした。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ですね。この趣旨の中に書かれている中で、今、国へ要望することは今後に生かされると思うんですが、今、やらなきゃなんないのは、2月13日に被害を受けた方で応急処置さえもできない方もいらっしゃるんですよ。そこをどういうふうにして救うかとかっていうことは、やっぱり考えていくべきだと思うんです。今、目の前で、目の前に、修繕改修もできずにいる、困惑してる方々がいるんですよ。そのような人たちをやはり、国とか何かもそうですけども、その前にやるべきことがあるんじゃないかということも考えなかつ……、そして、これはいつから適用してもらおうような考えで意見書を提出するんでしょうか。

7番（竹内和彦君）はい。これは早ければ早いほどいいんですけど、なかなか相手もある話で要望書という、意見書ということで、とりあえずは上げさせていただくというところがございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。一応だなんて、そんなこと言ってらんないんじゃない。今日、明日、自分の家が崩れるかどうかも分かんない、雨漏りのしているところで住んでる人もいますよ。今、朽ち果ててしまっって困り果ててる人たちのことも考えたら、こんな悠長な、どうなるか分かんないなんて言ったらば、上げる意味がありますか。回答ください。

7番（竹内和彦君）はい。大変その気持ちは分かりますけども、これは法律を改正するという、そういう意見書でありますので、これはね、早ければ早いほど、それに越したことはありません。それは願うところではありますが、ただ、これは何とも言えないところです。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。やれるかどうか分かんないんじゃないんですよ。やる気があるかどうかですよ。大体にして、平等の原則、確かに国の制度の見直しは必要だと思います。県単位ではなくて、やはり集落なり自治体なりに支援格差が生じてはならない、その趣旨は分かります。

でもですね、やはり私はやり方が違うと思うんです。うちの町の議会だけで提出して

いいんでしょうか。そのことについて、まずお伺いします。

7番（竹内和彦君）はい。まずはこういったことを、声を上げることから大事なんではないかということで、まずは意見書ということで出ささせていただきます。当然、早くこれはね、立法化してもらおうと。制度改正してもらおうということは希望でありますけれども、そういったことで、今後とも、一生懸命それに向かって努力はしていきたいというふうに思います。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。今、提出者の竹内議員から説明はありました。賛成者の議員であります橋元さんの考えもお尋ねしたいと思います。

2番（橋元伸一君）はい。それでは、私が賛成した理由ということなのでお答えしたいと思います。

まず、先ほど提出者のほうから提案理由を述べましたが、皆さんのところに多分お配りしているこの2枚の用紙の中に、まず1ページ目には提案理由、下のほうに入っている。次のページには意見書という、案として言ってます。その中に、「支援格差が生じていることから被災者に対しての格差が生じないように」という言葉、2枚目、ちょうど真ん中のところです。「平等の原則の観点からしても」、あと下から5行目です。「このような不平等になっている事態を重く受け止め、被災者に対して格差が生じないように」と。私は、岩佐議員が数にこだわっていろいろ質問していますが、数ではなくて、私としては、私、はっきり言って、先ほどの調査の数字は分かりません。ただ、これまで町のほうから提示された被害件数、罹災証明の発行数、あとは、私の目で見歩いて被害状況を見たときに、やっぱり誰もが分かるように、被災の状況、大きいです。山元町ですね。それに対して、やはり皆さんが思ってる福島県と隣接しているのにやっぱり格差が出ていると。そこがやっぱり私は問題だと。

というのは、私、3年前に、東日本大震災に関しても危険区域の中で生活支援に対しての格差、それに対する修正動議を出してます。そのときの理由も一緒です。ただし、そのときには否決をされまして、平等な形にはしていただけませんでした。それは自治体をまたいでいなくて、同じ自治体の中でもそういうことが起きたんです。そののころに対して、私は問題を感じてました。

で、そのときに反対をした方が、こういうふうな理由で今回提案してきたんです。私は、それをちゃんと反省したものと、提出者が反省して今回は出してきたものと判断しました。このことに関しては、提出者のほうから昨日、説明も受けまして、私の意見も1時間近く話し合いをしました。そういう中で、私が判断して、これはやはり一番に考えなくてはいけないのは、被災者に対する支援です。ですから、新たに法改正して、これからこういうことが起きたら差が出ないようにというのは一番大事なことなんです、先ほど岩佐議員が言ったように、一番は今回の被災者にどうするかですから、できれば、遡及してでも適用してもらって幾らなりとも支援はしていただきたい。で、少しでも現実に近づけるような方法で本当はこういう提案をしたかったんですが、やはりそう簡単なものではない。それも理解はしてます。ただ、黙っていても駄目だと。やっぱりどっかでスタートしないと、まずは提案をしてスタートをしていくべきだなと。

一番感じたのは、本当はこれは議会から提案するべきものではなくて、町が住民のためにこういうことを国なり県に申出をすると。それに対して議会のほうに協力をお願いしたい。私はそういうふうに来るべきと思っていましたが、そういうふうな町のほう

の町長からの対応は一切ありませんので、で、今回、竹内議員がこういう意見書を出すということを説明を昨日いただきまして、今まで言ったもろもろのことを全部考えまして、私は賛同いたしました。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。できるかどうかではなくてですね、やはり町と一体となつてついでに賛同されたついでというふうには私は受け取りました。やれるかどうか分かんないんでは、やる必要がないと思うの、私は。やらないよりはやったほうがいい。それじゃ失礼ですよ。

で、先ほども話しましたが、協力してもらえない議員って。だからこそ協力をしてもらえた議員だけでやったついでという話をしましたが、いつ、どこで協力要請をしたんですか。私は記憶がないんですが。やったらいいんじゃないかっていう、全協のときに議長からは話がありました。でも、どうなんだろうって。そして、その場で終わっちゃいました。その後、どうするんだろうと思ったら、今回のこの提案です。どう思いますか。協力できないと言い切ってしまった人たちもいるわけです。もっと多くの人に呼びかけたならば、もっと多くのサンプル、多くのまだ目の届いてなかった人たちのところにも寄り添えたかもしれない私は思っています。ここに上げてない人もいます。申請にさえも来れない方もいらっしゃるようです。そういう声を拾っていくのは、私たち議員の役目だつていうふうには私は思ってるんですね。やるのはやぶさかではないと思います。でも、中途半端な気持ちで私は進まないほうがいいというふうには思います。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

10番（阿部 均君）はい。この提案理由にある、当然、支援格差なり自治体間の格差、十二分にこの提案理由は、私は趣旨としては理解をいたします。

がですね、当然、今回の地震のみならず、3.11で私もいろいろと経験をさせていただきました。そういう中におきましては、確かに山元町の議会、これは独立した意思決定機関であります。議会、当然、亘理地方町、それから、宮城県内は3つのブロックに分かれておりまして、南部、中部、北部ということできちっとした組織がございます。当然、その上には県の議長会、それから、その上には全国の議長会というふうがございます。で、当然、3.11の場合でも一部負担金の問題、交付税の問題、いろいろと問題が発生、事案が発生しております。そういうふうな場合は、独立した意思決定機関ではありますが、やっぱり亘理地方会、それから仙南、まずはこの常に行動を共にしている方たちに理解をしていただくということで、私と亘理地方町で意思の統一を図りまして、まずは仙南から理解をしてもらわなくては駄目だということで、仙南の全議員の方の研修会に赴きましていろいろな実情等をきちっとお話をし、まずは第一段階は仙南の方たちにご理解をしていただきました。

そういうふうな部分がありますので、この単独、うちらほうの議会の単独行動、それも制度、法律を変える、制度改正という大きな事案でございます。そういうふうな部分で、提案者に確認したいんですが、趣旨は十二分に理解いたしますけれども、単独の行動でこの実効性が伴うのかどうか。その辺、お話、答弁いただきたいと思っております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今、阿部議員のお話はですね、大変ごもつともであります。私も微力ながらそれに努力してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

10番（阿部 均君）はい。当然ですね、このように大きな制度改正という意見書を提出される、

するということでございますので、当然、この意見書を持って国の関係機関に出向いて意見書を提出されるのか、それとも単なる郵送なのか、その辺確認したいと思います。

7番（竹内和彦君）はい。まだそれについてはですね、まだはっきり決めておりません。郵送というふうなことは考えておりましたけれども、まだはっきり郵送するか、持参するかは決めておりません。以上です。

10番（阿部 均君）はい。まだ決めておらないということでございますけども、やっぱりそういうふうな部分をきちっとですね、やっぱりお決めになって、やっぱりこれを我々に提案されるべきだなと私は思います。

それから、当然、亘理地方会、先ほど申しましたが、仙南もありますし、県の議長会もあります。そういう部分にも、ある一定のこういうふうな部分でこういうふうな意見書を出しますというふうなことで何かのアクションは起こしておられるのかどうか。確認したいと思います。

7番（竹内和彦君）はい。まだ私のほうではそういうアクションは起こしておりません。今後、議長と相談してその辺を考えていきたいというふうに思います。

10番（阿部 均君）はい。非常にですね、何かもう心配になってくるというか、幼稚と言っても過言ではないんですが。こういうふうな大きな物事をやる場合は、それなりのやっぱり手続なり、いろんなものを踏みながらですね、やっぱり意思決定をするという部分が私は必要ではないかと思います。全くこの趣旨には反対するわけございませんが、その取り組み方ですね。取り組み方に非常にいろいろな問題があるのかなと思います。

これ、たしか全員協議会の席上で、議長が一番最初これを言い出したっていう経緯があるのかなと思っております。そういう部分について、提案者の方は議長から何らかのお話があって今に及んでいるのかどうか、確認したいと思います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この件については、私もかねがね、ちょうど被災してる中心にいるものですから、思っておりました。議長ともそのような話をしまして、じゃあ、ぜひやろうというふうなことで、まずは声を上げなければ何も進まないというところで、今回、意見書を出すことになったということでもあります。以上です。

10番（阿部 均君）はい。やっぱり議会といっても、先ほども申しましたが、うちらほうは独立した意思決定機関ではありますけども、組織なんですよ。組織の一員なんですよ。そういう部分をないがしろにして、私は、行動を起こすべきではないというような、いろいろな経験上、認識を持っております。やっぱりより多くの方々、より多くの議会からの理解を得た上でですね、行動することによって、いろいろな物事が成し遂げられるという、今回の3.11ではそういう経験を多くしてまいりました。当然ですね、制度改革となりますと、これは町村議会、それから、町村会とかのレベルの問題ではないんですよ。基本的には、当然、そこには市議会なり、県議会なり、国会議員の先生方なり、そういう方々の理解なくして何もこれ進展しないという、大きな、物すごく大きな事案であります。そういうふうな部分で、それで当然、2月13日発生した福島県沖の被災者の方を救う、これ遡及してそういうふうな制度改革なんてことはあり得ないと思いますんで、救うことはできない部分、今後、発生するであろういろいろな災害について備えるための制度改革だという認識でよろしいんでしょうか。

7番（竹内和彦君）はい。当然、そのような考えでおります。以上です。

10番（阿部 均君）はい。そうであればですね、やっぱり所定の、もう今議会ではなくて、やっ

ぱり多くの我々の、先ほど申しましたが、亘理地方町なり、仙南なり、県の議長会なり、市議会なり、県議会なり、そういう部分にきちっと根回し、理解をしていただいた上でですね、行動を起こすべき、私は、事案であるという認識を強く持つわけでありますけれども、そういう部分については全く検討されておらないのでしょうか。検討されたんでしょうか。

7番（竹内和彦君）はい。先ほども申しましたように、これからその辺のことは検討してまいりたいと。

10番（阿部 均君）はい。そういうふうなもろもろの関係機関等の理解も得ないまま、単独行動を起こした場合のデメリットと申しますか、そういうことも起こる可能性もあるんですよ。全てですね、これ、事務的な問題ではないです。こういう部分、やっぱり政治的ないろいろな要素を含んだ事案だと思います。当然、そういうふうな部分で、逆にですね、マイナスの効果を生む可能性もあるんですよ。私もそういうふうな、何と言いますか、3. 11で経験させていただきまして、いろいろな物事を経験させていただきまして、そのように強く感じております。そういうふうな部分に全く配慮を欠いたまま、単独行動でこういうふうなことをやってよろしいのかどうか。だから、事前にやるべきことがあるんじゃないかと私は言いたいんですが、その辺については。全く検討されていないということでありますので、先ほどのお答えがね、非常に残念だなと思います。非常に、事前にね、何でもやっぱり準備ってというのは、事前のいろいろな部分があって行動があるわけでありまして、非常に今回のこの事案、趣旨は十二分に理解いたしますが、やり方について、進め方について、いろいろな問題があるんだなと認識をいたしました。

ただ、この趣旨は十二分に理解いたします。あとは皆さん、個人、個人の判断ですから、そこは分かりませんが、非常にこの取扱い、それから、今後の行動の在り方についても全く白紙の状況ということで、非常に残念であります。以上であります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。討論ありませんか。なしでよろしいんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議発第1号災害対策関係法律の改正を求める意見書を採決します。お諮りします。

7番竹内和彦君から提出されたとおりの決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15. 委発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。産建教育常任委員会委員長菊地康彦君、登壇願いま

す。

産建教育常任委員会委員長（菊地康彦君）はい。それでは、委発第1号東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書につきまして説明を申し上げます。

このことについて別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

本年4月13日、国の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、2年後をめどにALPS処理水を海洋放出する方針が決定されました。このような状況において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、関係者への説明や広く意見を聞く機会が十分に設けられなかったことに加え、具体的な風評影響への対策が示されることなくALPS処理水の海洋放出を決定したことは、漁業従事者に大きな打撃を与えるだけでなく、これまで農畜水産物などの安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた関係者の努力と将来への展望を根底から覆すこととなります。

よって、国においては、このような事態を重く受け止め、地元をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、2年程度後とされたALPS処理水の海洋放出の開始まで陸上保管を継続し準備を進めている間、海洋放出についての十分な説明と併せ、その他の処分方法の検討など慎重な対応を強く要望するものであります。

なお、詳細については、別紙意見書案をご参照願いたいと思います。

令和3年6月11日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

提出者 産建教育常任委員会委員長 菊地康彦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから委発第1号東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書を採決します。

お諮りします。

産建教育常任委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第16. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第17. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときには、その取扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時35分 閉会
